

藤沢市地域密着型サービスに係る独自報酬の算定に関する要綱

制定 平成29年11月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第4項及び厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準（平成24年厚生労働省告示第119号。以下「限度基準告示」という。）に基づき、地域密着型サービスに係る本市の独自報酬の算定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、限度基準告示の例による。

(独自報酬を算定するサービス及び報酬の名称)

第3条 独自報酬を算定するサービスは、小規模多機能型居宅介護とする。

(独自報酬の算定項目等)

第4条 独自報酬を算定する項目、要件及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(独自報酬の算定方法)

第5条 独自報酬を算定しようとする事業者は、地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書及び別表第2に定める添付書類を、同表に定める期限までに市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

項目	要件	算定単位	算定対象
(一)	<p>栄養士，機能訓練指導員（理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師）又は音楽療法士を配置しており，利用者に対する栄養相談，レクレーションメニュー等の策定に携わっていること。</p>	200単位	登録者全員
(二)	<p>小規模多機能型居宅介護事業所における従業者のうち勤続1年以上の職員の割合が，常勤換算方法で100分の90以上であること。</p>	100単位	登録者全員
(三)	<p>6か月以上登録している利用者であって，充実した小規模多機能型居宅介護計画に基づいて提供されたサービスにより認定更新等の結果要介護状態区分が軽くなった者がいること。</p>	300単位	当該利用者のみ
(四)	<p>次のすべての要件を満たしていること。 地域の自治会町内会に加入していること。 子ども110番に登録していること。 登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設けること。具体的には，3か月に1回の世代交流イベント等の開催を行い，定期的に広報紙を発行し町内会等に回覧していること。</p>	200単位	登録者全員
(五)	<p>総合マネジメント体制強化加算を算定していない事業所であって，キャラバンメイト養成研修を受講した者を中心として，認知症の人やその家族を支援するための介護教室を年2回以上実施していることまたは実施を予定していること。</p>	200単位	登録者全員

別表第2（第5条関係）

項目	届出書への添付書類	届出期限
(一)	<p>栄養士等の配置が確認できる書類 （雇用契約書の写し等）</p> <p>栄養士等の資格を証する書類</p> <p>利用者に対する栄養相談等の内容が 確認できる書類</p>	<p>届出書は初回算定月の10日まで及び毎年度4月10日まで。</p> <p>添付書類は算定の初回のみ。</p>
(二)	<p>算定要件（二）確認書</p>	<p>届出書及び添付書類について、初回の算定月の10日まで、及び、算定期間を通して毎月10日まで。</p>
(三)	<p>算定要件（三）確認書</p>	<p>届出書及び添付書類について、該当者が居た場合に、認定月の翌月10日まで。その後、毎年度4月10日まで。</p>
(四)	<p>算定要件（四）確認書</p> <p>発行した広報紙</p>	<p>届出書及び添付書類について、初回の算定月の10日まで、並びに、前後半年間の予定及び実施状況を記載したものを毎年度4月10日及び10月10日まで。</p>
(五)	<p>算定要件（五）確認書</p>	<p>届出書及び添付書類について、初回の算定月の10日まで、並びに、前後半年間の予定及び実施状況を記載したものを毎年度4月10日及び10月10日まで。</p>